

習志野市農業委員会総会議事録

令和6年第2回習志野市農業委員会総会は令和6年2月7日(水曜日)に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前 9時00分

2. 委員の出欠席 16名中 16名出席 欠席0名

(委員氏名)

1番 渡邊 喜代美	2番 廣瀬 克久	3番 市角 明彦
4番 都築 博文	5番 中基 明	6番 金子 光雄
7番 中野 政博	8番 村山 茂男	9番 江口 勝洋
10番 三代川 浩一	11番 矢野 泰宏	12番 関口 昌弘
13番 渡邊 幸枝	14番 江口 明美	
会長 三代川 彦博	会長職務代理者 櫻井 茂雄	

3. 議事録署名人

9番 江口 勝洋 10番 三代川 浩一

4. 総会に付した議件

議案第 1 号 生産緑地のあっせん結果について

議案第 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第3-1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3-2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3-3号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 報告案件

報告第 1 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2-1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願(相続)について

報告第2-2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願(相続)について

報告第2-3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願(相続)について

報告第 3 号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告書について

6. 議案審議結果

上程 5件 承認 5件

7. 閉会時間 午前 10時05分

<p>議 長</p>	<p>みなさん、おはようございます。</p> <p>一昨日の雪の影響も思ったより少なく、ニンジンの播種も終盤を迎えておりますが、お忙しい中、本日もお集まりいただき、感謝申し上げます。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和6年第2回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>農業委員会総会の開催に当たりましては、これまでどおり、市の指示事項に応じた対策で開催いたしますので、ご承知おきください。</p> <p>本日、欠席される旨のご連絡はありません。</p> <p>よって、農業委員16名全員の出席であり、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定により、私から指名させていただきます。</p> <p>9番、江口 勝洋委員、10番、三代川 浩一委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日の議案件数は5件、報告件数は5件でございます。</p> <p>それでは、早速審議に入ります。</p> <p>議案第1号、生産緑地のあっせん結果を議題といたします。</p> <p>事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第1号は、生産緑地のあっせん結果についてであります。</p> <p>対象となりました農地は、習志野藤崎四丁目にある土地1筆であり、面積は957平方メートルであります。申請者は資料記載のとおりでございます。</p> <p>対象地につきましては、令和6年1月9日開催の第1回総会において、皆様方に、所在地や買取り希望額等を情報提供させていただきました。</p> <p>本日は、地域の農業従事者で、当該生産緑地の購入を希望された方がいらっしゃったのか、皆様方より報告を頂戴するものであります。</p> <p>なお、本日のあっせん結果は、総会後に市に対し回答いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>本件は、対象となった農地の買取り希望を確認するため、先月の総会にて、情報提供させていただいた案件であります。</p> <p>早速ですが、各地域の方から、対象地を購入しようとお考えになった方はおられましたか。</p>

議 長	<p>各地区の委員さん、どうでしょう。</p> <p>……「購入希望者いませんでした。」との声あり ……</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。 それでは、お諮りいたします。 購入希望を示された方はいなかったということで良いでしょうか。 ありがとうございました。 それでは、議案第1号、生産緑地のあっせん結果については、購入希望者無しと市に対し回答することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号に移ります。 議案第2号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてであります。 事務局は、議案第2号の議案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。 議案第2号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてであります。</p> <p>この度、令和6年1月22日付けで、大久保一丁目にお住いの方から、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者についての証明願が提出されたものであり、証明書発行について、ご審議いただくものでございます。</p> <p>1番、申請者は、お手元資料記載のとおりでございます。 2番、買い取り申し出事由といたしましては、主たる従事者がお亡くなりになったことによるものでございます。 3番、買い取り申し出が予定されている農地は、習志野市大久保一丁目の生産緑地の1筆であり、面積は190平方メートルであります。 なお、4番の登記内容と、5番の買い取り申し出を行う理由につきましては、後ほど詳細説明をさせていただきます。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明をお願いします。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>

事務局	<p>…… 暫時休憩中、事務局から詳細説明 ……</p>
議長	<p>事務局、ありがとうございました。 それでは、現地調査に行かれた委員さんで、何かお気づきの点などある方はおられますか。 事務局、他に補足すべき情報などありませんか。</p>
事務局	<p>はい。それでは、補足説明させていただきます。 対象地につきましては、お亡くなりになった方が中心的な担い手として、特定生産緑地として営農されておりましたが、亡くなられて申請者では耕作を続けて行くのが困難になっていることから、今後の土地利用に向けて、買取り申出を行う決意をされたと伺っております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、議案第2号の審議に入ります。 ご質問のある方は、挙手願います。 よろしいでしょうか。 ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。 議案第2号について、お諮りいたします。 本件について、農業の主たる従事者についての証明書を発行することに賛成の方の挙手を求めます。 はい。ありがとうございます。 全員賛成ですので、農業委員会として証明書を発行することに決しました。</p>
議長	<p>次に移ります。 議案第3-1号、議案第3-2号、議案第3-3号の審議に入ります。 いずれの議案も、農地法第5条の規定による許可申請であります。 本件は、同一の転用事業者による宅地開発事業でありますので、一括して審議します。 それでは、事務局は、議案第3-1号から議案第3-3号までの議案説明を一括してお願いします。</p>
事務局	<p>はい。議長のご指示によりまして、議案第3-1号から議案第3-3号まで一括して説明させていただきます。 総会資料をご覧ください。 これら3件は、いずれも農地法第5条の規定による許可申請についてであり</p>

	<p>ます。</p> <p>事務局 いずれの議案も、申請者・申請地は同一であります。転用目的や用途が異なることから3件の許可申請書提出となったものでございます。</p> <p> それでは、議案第3-1号の議案書をご覧ください。</p> <p> 1番、申請地は、習志野市鷺沼台一丁目の農地1筆であり、面積は619.13平方メートルのうち、580.23平方メートルであります。</p> <p> 2番、権利の内容は、売買による所有権の移転であります。</p> <p> 3番、転用目的は、特定建築条件付き売買予定地4区画であります。</p> <p> 4番、申請者の住所及び氏名は、資料に記載のとおりです。</p> <p> 続きまして、議案第3-2号の議案書をご覧ください。</p> <p> 議案第3-2号につきましては、3番に記載のとおり、公衆用道路用地に転用するものであり、面積は619.13平方メートルのうち、36.24平方メートルであります。</p> <p> 権利の内容及び申請者の住所・氏名は、同一でありますので割愛させていただきます。</p> <p> 最後に、議案第3-3号の議案書をご覧ください。</p> <p> 議案第3-3号は、申請地において、将来の居住者が利用するごみ置き場用地への転用であります。</p> <p> 面積は619.13平方メートルのうち、2.66平方メートルであります。</p> <p> 申請者の住所・氏名は、同一でありますので割愛させていただきます。</p> <p> 以上が3件分の一括した説明であります。</p>
<p>議 長</p>	<p> ありがとうございました。</p> <p> 続けて、議案の詳細説明と現地調査報告をお願いします。</p> <p> なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
	<p>事務局 …… 暫時休憩中、事務局から詳細説明及び現地調査報告 ……</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p> それでは、これより議案第3-1号、議案第3-2号、議案第3-3号についての審議に入ります。</p> <p> 質問のある方は、挙手を願います。</p> <p> よろしいでしょうか。</p> <p> それでは、私から確認させていただきますが、現地調査の際に設計者からの説明では、2区画分について土砂搬入を行うとの話でした。</p> <p> 残土条例には抵触しないとの事ではありますが、残土条例の規定は、</p>

	<p>盛る体積なのか、それとも面積のどちらでしょうか。</p> <p>事務局</p> <p>はい。お答えいたします。 それでは、総会資料に添付いたしました造成計画平面図をご覧ください。 造成区画番号1番と2番については、申請地内の掘削残土を整地処理として盛り返す計画です。 一方、番号3番と4番は、区域外より土砂を搬入して盛土を行います。 本市においての小規模埋立て事業については、「習志野市土砂等の埋立て等による土砂の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」、通称、残土条例に抵触するのか確認しているところであります。 同条例の規定では、体積である土砂の搬入量ではなく、盛土をする範囲、所謂面積が300平方メートル以上から3,000平方メートル未満が、市の許可を要する内容と明記されております。 繰り返しとなりますが、本事業により区域外より搬入する土砂は300平方メートル未満であるとのことであります。 したがいまして、市に対する許可申請には該当しない事業となっております。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 委員の皆様、他に質問等ございませんか。 よろしいでしょうか。 ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。 本件は、同一事業でありますので、一括してお諮りいたします。 議案第3-1号ないし、議案第3-3号を許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。 ありがとうございます。 全員賛成により、議案第3-1号ないし、議案第3-3号を許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見を附して、進達することに決しました。 事務局は、進達等の対応をお願いいたします。 以上で審議案件は、全て終了となります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、報告事項に入ります。 報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知ですが、事前に総会資料を配布してありますので目を通していただいていると思いますが、質問等の有る方は、挙手願います。 事務局は、何か補足説明はありますか。</p>

事務局	特段ございません。
議長	<p>はい。ありがとうございます。 委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいですか。 質問等が無ければ、次にまいります。 次に移ります。 報告第2-1号は、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについてです。 事務局、何か補足説明はありますか。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	…… 暫時休憩中、事務局から補足説明 ……
議長	<p>事務局、ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、現地調査をお願いした江口勝洋委員から、報告をお願いします。</p>
江口(勝)委員	<p>はい。特段問題となるようなことはございませんでした。 現地は、きちんと営農されておりました。</p>
議長	<p>江口勝洋委員、報告ありがとうございました。 それでは、同じく現地調査をお願いした江口明美委員からも、報告をお願いします。</p>
江口(明)委員	はい。キレイに営農されておりました。
議長	<p>江口明美委員、報告ありがとうございました。 それでは、委員の皆さん、何か質問等ありますでしょうか。 よろしいでしょうか。 質問等が無ければ次にまいります。 報告第2-2号も、同じく引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについてです。 事務局、何か補足説明はありますか。</p>

	<p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p> <p>…… 暫時休憩中、事務局から補足説明 ……</p>
議 長	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>それでは、現地調査をお願いした中野政博委員から、報告をお願いします。</p>
中野委員	<p>はい。一昨年まで人参を栽培しておりましたが、現在トマトなどを精力的に栽培しており、何ら問題はありませんでした。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>中野政博委員、報告ありがとうございました。</p> <p>それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>質問等が無ければ、次にまいります。</p> <p>続きまして、報告第2－3号ですが、これも引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについてです。</p> <p>事務局、何か補足説明はありますか。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
	<p>…… 暫時休憩中、事務局から補足説明 ……</p>
議 長	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>それでは、現地調査をお願いした都築博文委員から、報告をお願いします。</p>
都築委員	<p>はい。対象農地は 20 筆あり、かなりたくさんでありましたが、事務局と一緒に調査させていただきました。</p> <p>各々きちんと営農され、管理されていました。</p>
議 長	<p>都築博文委員、報告ありがとうございました。</p> <p>それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。</p> <p>質問等が無ければ、次にまいります。</p> <p>報告第3号は、農地法第5条許可に伴う工事完了報告書です。</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>事務局、何か補足説明はありますか。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p> <p>…… 暫時休憩中、事務局から補足説明 ……</p>
<p>議 長</p> <p>都築委員</p>	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>それでは、こちらも現地調査をお願いした都築博文委員から、報告をお願いします。</p> <p>はい。この現場写真のとおり、きちんと整備がされておりました。</p>
<p>議 長</p>	<p>都築委員、報告ありがとうございました。</p> <p>委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>質問等が無いようでしたら、以上を持ちまして、令和6年第2回習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p>